

民法附則第九項の改正... 改正前の鳥取県条例の規定... 改正後の鳥取県条例の規定... 附則第十項中「採掘権」となつたものとみなされ... 又は鉱業法施行法第十七条第一項の規定により鉱業法による採掘権の設定の出願とみなされて設定され... を加え、第一項を「第四項」に改める

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 田代町 鳥取県鳥取市東町丁川島 鳥取、印刷所 (定価二冊一冊月三百円送料を含む。)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行 (土曜日も日曜日も休日は、日付の異なる日)

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則  
鳥取県特別金融対策資金貸付規則  
鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則をここに公布する。  
昭和四十一年四月一日

鳥取県知事 石 岐 二 朗

鳥取県規則第十号  
鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則

(目的)  
第一条 この規則は、県内の中小企業者の事業経営に必要な長期運転資金を確保することにより、中小企業者の経営の健全化を図り、もつて中小企業者の振興に寄与することを目的とする。

(定義)  
第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ左

該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 資本の額又は出資の総額が五十万円(出資又は株式を主たる事業とする事業者については、一千万円)以下の者並びに企業組合並びに常時使用する従業員の数が三百人(出資又は株式を主たる事業とする事業者については、五十人)以下の会社、企業組合及び個人であつて、工業、農業、漁業、商業、サービス業その他の種別が定める業種に関する事業を主たる事業として営むものをいふ。  
二 商工団体 県内の商工会所及び商工会並びに鳥取県中小企業団体中央会をいふ。  
(県の貸付け)  
第三条 県は、知事が指定する金融機関(以下「金融機関」という。)に対し、予算の範囲内において、金融機関が中小企業者に対する運転資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるものとする。  
2 前項の規定により県が金融機関に貸し付ける資金の貸付期間は、一年以内とする。  
3 前項の規定により県が金融機関に貸し付ける資金の利率は、日歩七厘とする。  
(貸付資金)  
第四条 県は、金融機関に対し、県が貸し付ける資金の五割以上の額の資金を中小企業者に対する長期運転資金として確保させるものとする。  
(貸付条件)  
第五条 県は、第三条の貸付けを行なう場合においては、金融機関が前条の規定により確保する資金の貸付けについて、次の条件を付けるものと

する。

貸付の対象は、県内に事業所を有する中小企業者とする。

一 中小企業者に対する貸付金額は、一千万円以内とする。

二 貸付期間は、一年以上五年以内とする。

三 貸付利率は、年八分五厘以内とする。

四 貸付に際し歩留預金又は保証預金は行なわれない。

五 貸付けの手続き

第六条 資金の貸付けを受けようとする者は、別に知事が定める借入申請書により、商工団体に申し込むものとする。

第七条 商工団体は、前項の規定による申込を受理したときは、金融機関別に取らざるとした一覽表二部を作成のうえ、翌月十日までに県に送付するものとする。

第八条 限は、前項の規定により一覽表を受理したときは、一 部を金融機関に送付するものとする。

第九条 金融機関は、前項の規定により一覽表を受理したときは、すみやかにこれを審査し、これを適当と認めて貸付けを行なったときは、その状況を毎月限に報告するものとする。

（施行期）

第七条 この規則に定めるものは、この規則の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

3 第一項の規定により県が金融機関に貸し付ける資金の利息は、年五分五厘以内とする。

（貸付資金）

第四條 県は、金融機関に対し、県が貸し付ける資金の二倍以上の額の資金を県内に事業所を有する中小企業者等に対する特別金融対策資金として確保させるものとする。

（貸付条件）

第五條 県は、第三条の貸付けを行なう場合においては、金融機関が前条の規定により確保する特別金融対策資金を中小企業者等に貸し付ける場合における貸付期間、貸付利率その他の貸付条件について、県と協議する所の条件を付けるものとする。

（貸付けの報告）

第六條 金融機関は、県内中小企業者等に対し貸付けを行なったときは、すみやかに別に定める様式による貸付報告書を県に提出するものとする。

（施行期）

第七條 この規則に定めるものは、この規則の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（鳥取県中小企業者等金融資金貸付規則の廃止）

2 鳥取県中小企業者等金融資金貸付規則（昭和三十六年六月鳥取県規則第三十号）は、廃止する。

鳥取県特別金融対策資金貸付規則をここに公布する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県知事 石 田 啓

鳥取県規則第十一号

鳥取県特別金融対策資金貸付規則

（目的）

第一条 この規則は、県内の中小企業者等に対し、金融繁忙期における資金を確保することにより、中小企業者等の経営の健全化を図り、もつて中小企業者等の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において、「中小企業者等」とは、資本の額又は出資の総額が五千万円（商号又はサービス業を主たる事業とする事業者については、一千万円）以下の会社及び企業組合並びに常時使用する従業員の数が三百人（商号又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五十人）以下の会社、企業組合及び個人であつて、工業、農業、運送業、商業、サービス業その他知事が定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの並びに知事がこれらに準ずるものと特に認めたものをいふ。

（県の貸付け）

第三条 県は、知事が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に対し、予算の範囲内において、金融機関が中小企業者等に特別金融対策資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

2 前項の規定により県が金融機関に貸し付ける資金の貸付期間は、一年以内とする。

### 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 津 田 隆

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県警察の組織に關する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に關する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「警務課」を「警務部」に改め、同条第二項中「警務課長」を「上司」に改める。

第二十条第一項中「捜査課」を「刑事部」に改め、同条第二項中「捜査課長」を「上司」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

警察委員の定員の配分に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 津 田 隆

鳥取県公安委員会規則第三号

警察委員の定員の配分に關する規則の一部を改正する規則

警察委員の定員の配分に關する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(土日が休日にあつたときは、その翌日)

昭和四十一年四月十五日第三號郵便物認可

- 目次
- 訓令 干拓事業所処務規程を廃止する訓令
  - 告示 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号の一部改正
  - 人事規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

## 訓令

鳥取県訓令第三号  
干拓事業所処務規程を廃止する訓令を次のとおり定める。  
昭和四十一年四月一日

鳥取県知事 石 磯 二 朗

干拓事業所処務規程(昭和二十八年十一月鳥取県訓令第二十八号)は、廃止する。

この訓令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

## 告示

示

別表 定員配置表

職別	職数		定員		小計	合計
	正	補	正	補		
総務課	1	1	1	1	2	2
会計課	1	1	1	1	2	2
警務課	3	4	3	4	7	7
検査課	1	1	1	1	2	2
防犯課	1	1	1	1	2	2
庶務課	1	1	1	1	2	2
警備課	2	3	2	3	5	5
外勤課	1	1	1	1	2	2
交通第一課	1	1	1	1	2	2
交通第二課	1	1	1	1	2	2
運動課	1	1	1	1	2	2
警察学校	1	1	1	1	2	2
小計	16	22	16	22	38	38
岩井署	1	1	1	1	2	2
鳥取署	1	4	1	4	5	5
那波署	1	1	1	1	2	2
智頭署	1	1	2	4	7	7
浜村署	1	1	3	3	7	7
倉吉署	2	4	8	11	25	25
八雲署	1	1	4	5	11	11
米子署	1	4	13	25	43	43
境港署	1	3	5	7	16	16
境口署	1	1	2	4	7	7
黒坂署	1	1	2	4	7	7
小計	12	25	61	104	144	144
合計	28	52	94	147	241	241

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十一年四月十五日第三號郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所 (定額二角五分) (送料別)

鳥取県告示第四百八十八号  
昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(前掲)の指定について(一)の一部を次のように改正する。  
昭和四十一年四月一日

鳥取県知事 石 磯 二 朗

一、鳥取県西部農林事務所 米子市東町九七を「鳥取県西部農林事務所 米子市東町一丁目一六〇」に、「鳥取県西部福祉事務所 米子市東町九七」を「鳥取県西部福祉事務所 米子市東町一丁目一六〇」に、「鳥取県中央児童相談所 鳥取市古市橋向一四五の三」に、「鳥取県米子地方農林振興局 米子市東町九七」を「鳥取県米子地方農林振興局 米子市東町一丁目一六〇」に、「鳥取県農産加工所」を「鳥取県食品加工所研究所」に改め、「鳥取県中瀬干拓事業所 米子市大崎一、四〇七」を削り、「鳥取県米子土木出張所 米子市久米町四〇」を「鳥取県米子土木出張所 米子市東町一丁目一六〇」に改め、「鳥取県立日野実業高等学校 日野郡江府町小江尾七六」を削る。

## 人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十一年四月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午  
鳥取県人事委員会第二十一号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則  
職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委